
◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第9、議案第10号 平成30年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第10号 平成30年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）について。

詳細は担当課長から申し上げます。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 説明でちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、15ページの支出のところで、石部の水道施設改良工事、これはどういう理由で変更になったというところの説明をもう1回すみませんが、お願いできますか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） そちらにつきましては、先ほどこっちと説明させていただきましたけれども、当初300メートルを見込んでおりましたけれども、産業建設課の舗装工事におきまして国の交付金の状況が減額になってきたものですから、そちらの関係で施工延長が160メートルに縮小されたため不用額を減額するものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 平成30年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
